

災害救助法による学用品（教科書以外の教材）の給与に係る調査について（依頼）

令和8年8月千葉豪雨により被害を受けた地域について、令和8年8月13日付けで県内21市4町に災害救助法が適用されました。

つきましては、対象となる児童・生徒に対して災害救助法に基づき必要な学用品の給与（現物支給）を行うことができますので、対象者等について御回答ください。

1 対象者

貴校に在籍する児童生徒のうち、以下を全て満たす者。

① 住宅が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により損傷した。

※土砂の堆積等により一時的に住宅に居住できなくなった場合も対象。

※床下浸水や、住宅の一部損壊は対象外。

② 住宅の損傷により、学用品を喪失又は損傷し、就学に支障がある。

③ 小学校児童、中学校等生徒（中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）及び高等学校等生徒（中等教育学校後期の課程、通信制の課程、専修学校高等課程及び各種学校の生徒を含む。）

④ 被災場所が災害救助法の適用となった21市4町である。

※千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市、大網白里市、酒々井町、九十九里町、白子町、長柄町

2 給与の方法

現物支給に限る。保護者が購入済みの物品は対象外。

3 対象品目

（1）教科書以外の教材等

教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等

（2）文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等

（3）通学用品

傘、靴、長靴等

（4）その他の学用品

運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具等

4 給与限度額

（1）教科書以外の教材等代 実費

（2）文房具、通学用品及びその他の学用品

ア 小学校等児童 一人当たり 5,800円以内

イ 中学校等生徒 一人当たり 6,100円以内

ウ 高等学校等生徒 一人当たり 6,600円以内